

福祉施設から一般就労への移行等に関する成果目標の考え方

	国の基本指針	都の目標
第4期 障害福祉計画 (基準時点) ①平成24年度 ②③平成25年度末 (終了時点) 平成29年度末	① 福祉施設から一般就労への移行者 2倍以上	○ 2,140人 (平成24年度実績の2倍以上)
	② 就労移行支援事業の利用者数 6割以上増加	○ 国の基本指針による目標は設定せず、引き続き、都独自の目標として区市町村障害者就労支援事業の利用による一般就労者数を設定 区市町村障害者就労支援事業利用による一般就労者数 2,500人 ・ 都は、福祉施設から一般就労への移行を促進するとともに、特別支援学校の卒業生や離職者などで一般就労を希望する障害者が企業等で働く機会を拡大するため「区市町村障害者就労支援事業」を推進
	③ 就労移行支援事業所のうち、 就労移行率が3割以上の事業所が全体の5割以上	○ 就労移行支援事業所のうち、 就労移行率が3割以上の事業所が全体の5割以上

	国の基本指針	都の考え方(案)
第5期 障害福祉計画 (基準時点) 平成28年度 (①のみ平成27年度) (終了時点) 平成32年度	① 福祉施設から一般就労への移行者 1.5倍以上	○ 都の現状:平成28年度実績 今後調査予定 ⇒ 国の基本指針に即しつつ、現行計画の実績等を踏まえて目標値を設定。 ○ 引き続き、都独自の目標として区市町村障害者就労支援事業の利用による目標値を設定 区市町村障害者就労支援事業利用による一般就労者数※ ※現行計画の実績等を踏まえて今後目標を精査 区市町村障害者就労支援事業利用による支援を開始した時点から1年後の職場定着率※ ※現状等を踏まえて目標値を設定
	② 就労移行支援事業の利用者数 2割以上増加	
	③ 就労移行支援事業所のうち、 就労移行率が3割以上の事業所が全体の5割以上	
	④ 就労定着支援事業による支援を開始した時点から 1年後の職場定着率を8割以上	

